

## 糸島市経営強化専門家活用補助金 Q & A

質問	回答
Q 1 糸島市外在住の個人事業主の場合は対象ですか。	糸島市内に主たる事業所がある場合は対象です。複数の店舗等を有する場合、糸島市内の事業所の売上が、全体の売上の50%を超える場合は主たる事業所と判断します。
Q 2 法人の本店登記は糸島市内だが、実際の事業所は市外の場合は対象ですか。	対象外です。本店登記と会社の実態が共に糸島市内にあることが必要です。
Q 3 各種補助金・助成金等とは、どのようなものが想定されますか。	国や県等が支援する事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金、ものづくり補助金、IT導入補助金、業務改善助成金等で、申請時に計画書等の作成が必要なものを想定しています。 既に作成した計画書等があり、その既存計画書等の範囲内で申請する助成金等は対象外です。新たに計画書等を作成し、申請の際にその計画書等の提出が必要な場合が対象となります。 判断に迷う場合は、糸島市商工振興課へお尋ねください。
Q 4 専門家とは、どのような人ですか。	中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、行政書士等の支援機関です。判断に迷う場合は、糸島市商工振興課にお尋ねください。
Q 5 国の補助金を複数申請し、専門家のサポートを受ける予定です。それぞれの補助金に対して、上限10万円が適用されますか。	1事業者につき本補助金の申請は1回限りで、1回あたりの補助上限額は10万円です。 複数の補助金を活用し、そのそれぞれに専門家のサポートを受ける場合、専門家に支払う経費をまとめて申請することも可能です。申請書等の記載方法については、糸島市商工振興課へご相談ください。
Q 6 国の補助金を申請したが不採択となった場合も対象ですか。	対象です。採択・不採択によらず、申請の際に専門家の申請サポートを受けた場合は対象です。ただし、採択時の成功報酬は対象外です。

Q7 補助金等の申請をした後で、申請内容の変更や申請後の実績報告を行うにあたり、専門家等の支援を受けた場合の費用も対象ですか。	申請サポート費用として、着手金(報酬や手数料等)に含まれている場合は対象です。ただし、採択時の成功報酬は対象外です。
Q8 雇用調整助成金を申請する際に、社会保険労務士に支払う報酬等は対象ですか。	対象外です。本補助金は、国等の各種補助金・助成金を活用することによって経営の改善・強化を図ろうとする意欲ある事業者が対象です。雇用調整助成金は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成するものであり、本補助金の趣旨には適さないためです。
Q9 顧問税理士・社労士等への顧問料は対象ですか。	対象外です。ただし、各種補助金・助成金等の申請時に、顧問税理士からサポートを受ける場合は、申請に係る報酬や手数料は対象です。
Q10 各種補助金・助成金等を申請する際に必要な納税証明や登記簿謄本などの取得手数料を専門家等が立て替えた場合、その費用は対象ですか。	左記の費用については、本来、申請者自身が官公庁等に支払う費用であるため対象外です。あくまで、専門的知見の提供による申請サポートに対する報酬や手数料などが対象です。
Q11 専門家への報酬として、源泉徴収後の金額で支払いました。源泉徴収前の報酬額を申請することはできますか。	領収書に源泉徴収前の金額と源泉徴収額が記載されている場合は、源泉徴収前の金額が補助対象となります。ただし、源泉徴収後の金額標記のみで源泉徴収の有無を確認できない場合は、領収書の金額が補助対象となります。
Q12 各種補助金・助成金等の交付決定、実績報告が令和6年3月1日以降になる場合も対象ですか。	令和6年2月29日(木)までに各種補助金・助成金等を申請し、専門家等への支払いを完了した場合は対象です。なお、本補助金の実績報告についても、令和6年2月29日(木)までに糸島市商工振興課へ提出していただく必要があります。
Q13 各種補助金・助成金等の申請書の写しとあるが、申請機関の受領印は不要か。	不要です。

<p>Q14 実績報告の際、各種補助金・助成金等の採択結果が出ていないため、交付決定通知または不交付決定通知が提出できません。</p>	<p>「糸島市経営強化専門家活用補助金実績報告書」の「審査中」を選択していただき、「<input type="checkbox"/>補助金・助成金等の交付可否が分かり次第、速やかに写しを提出します。」に<input checked="" type="checkbox"/>をしてください。また、(不)交付決定通知書が届き次第、速やかに糸島市商工振興課へ提出してください。</p>
<p>Q15 これから商工業を始めようとする場合も対象になりますか。</p>	<p>本補助金の申請日時点で、糸島市内で商工業を営んでいる場合が対象です。また、複数の業種を営んでいる場合は、主たる収入が商工業によるものである必要があります。この場合の「主たる」とは商工業の売上が全体売上の5割を超える場合をいいます。</p>
<p>Q16 民間のコンサルティング会社にサポートを受ける場合も対象になりますか。</p>	<p>中小企業庁が認定する認定経営革新等支援機関、または、中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、行政書士などの資格を有する専門家が在席するコンサルティング会社の場合は対象です。</p>